

農業者年金加入のススメ

高齢化が進む中、安心して老後を迎えるためには、今からしっかりととした備えが必要です。厚生年金に加入するサラリーマンとは違い、農業者は国民年金のみの方もいます。そのため、国民年金だけでは老後の生活費に不安が残ります。こうした農業者の不安を払拭するために、農業者年金は創設されました。

農業者年金は、国民年金に上乗せできる農業者のための公的年金です。また、国の扱い手対策もかねた政策年金という面もあり、多くのメリットを備えています。

◆ 国民年金の不足分を補う年金制度

高齢農家夫婦の現金支出は平均で月24万円かかるのに対し、農業者が加入できる国民年金は月額13万円。国民年金だけでは、毎月10万円程度不足することが予想されます。

そこで、農業者年金へ夫婦で加入することで、月額11.8万円(試算)が上乗せになり生活費の確保が可能です。

◆ 3つの条件を満たせば誰でも加入できる

- ① 年間60日以上農業に従事する
- ② 国民年金の第1号被保険者
- ③ 20歳以上60歳未満の方

◆ 安心して加入できる大きなメリット

- ・これは終身年金です。仮に80歳より前に亡くなられた場合でも、死亡一時金がご遺族に支払われます。
- ・保険料はご家族の分も含め全額社会保険料控除の対象になります。
- ・保険料の額は自由(月額2万円~6万7千円)に決めることができます。
- ・少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。
- ・認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

参考:「全国農業新聞」(平成31年2月8日付)

詳細について知りたい場合は

農業委員会(☎0983-26-2019)、JAまたは農業者年金基金までお問い合わせください。

新しい農業委員を紹介します



まつざき ひさのり
松崎 久範さん

〈市の山〉

欠員していた1名が12月に委嘱されました。(任期:2020年7月19日まで)

農地に関することや農業者年金のご相談は、お気軽に農業委員または農業委員会事務局(☎0983-26-2019)までどうぞ。

農業委員会の
仕事とは?

- ◆農地の賃借・売買・転用について
- ◆地域農業と優良農地の保全確保について
- ◆農業・農家の相談について
- ◆農地利用集積・経営改善の支援について
- ◆農業者年金について

せいぽサークルのご案内

10時から(子育て支援)



広告

お子さまと、遊具やおもちゃで遊びませんか。
歌をうたったり、紙芝居を見たりゲームをいっしょにしましょう。
駐車は、内田花屋さん前黒木本店駐車場カトリックをご利用ください。
(午前中、園庭を解放しています。)

認定こども園 高鍋カトリック聖母幼稚園

住所 高鍋町大字北高鍋755-1 電話 0983-23-1500

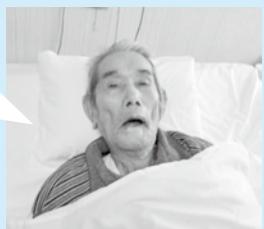
100歳おめでとうございます!

岩村
キミさん
〈鬼ヶ久保〉



日本舞踊の先生を
されていた岩村さん
は、食べることが大
好きのこと。

水本
増美さん
〈樋渡〉



自転車で出かけた
り身体を鍛えるこ
とを日課とされて
いた水本さん。

高木
キクエさん
〈切原〉



お孫さん、ひ孫さん
と遊ぶことが楽しみ
だという高木さん。

第28回高鍋町生涯学習推進大会

第45回高鍋町自治公民館大会を開催

税は期限内に納めましょう

少子高齢化の急速な進展など社会情勢の変化はめまぐるしく、日常生活においても、地域のつながりが希薄になるなどの様々な課題に対応していくことが求められています。このような課題の解決に向けて、誰もが主体的な学習に取り組むことは、生きがいの醸成や住みよい地域づくりに寄与するものであり、また、地域コミュニティの活性化と地域づくりの拠点として、公民館の役割も重要なものとなっています。

町民一人ひとりの「生涯学習」に対する意識の高揚を図り、「歴史と文教の城下町たかなべ」対話でつながる豊かで美しいまちづくりの実現をめざすため、今年も2月24日に、たかしんホール（町中央公民館）で本大会を開催しました。

「生涯元気」を目標に持田地区で活動するひとつづき会による事例発表や表彰、UMKテレビ宮崎アナウンサーの高橋巨典さんによる講演が行われました。

受賞された皆さん

この賞は、自治公民館活動を積極的に推進された個人や団体の方に授与されるものです。



矢野 友子さん
(萩原)



水町 英三さん
(小丸上)



西森 幹太さん
(蚊口西の二)



荒川 勇さん
(御屋敷)



坂本地踊り保存会
(坂本)



木下 康さん
(鳴野)



高橋 邦子さん
(小丸出口)

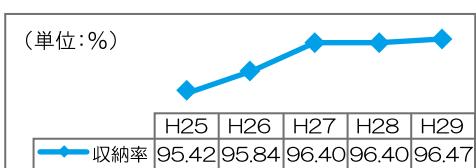


「美しき文教の町高鍋」と「あなた」がさらに輝くための魔法』を演題に、ユーモアを交えた講演を行っていただきました。

来場した町民の皆さんのがんばりが伝わる会場となりました。

(問)社会教育課 生涯学習係 ☎0983-23-3326

収納率の推移



差し押さえによる換価額(H29実績)：
864万5千742円

法に規定されている「国民の三大義務」の一つであり、税金は納期限までに自主的に納めていただくものです。

高鍋町では税収の確保と税負担の公平性を図るために、預貯金や給与の差し押さえに加え、滞納されている方の自宅等の捜索、タイヤロックなどでの方法で車を差し押さえなど、滞納処分を強化しています。

高鍋町では税収の確保と税負担の公平性を図るために、預貯金や給与の差し押さえに加え、滞納されている方の自宅等の捜索、タイヤロックなどでの方法で車を差し押さえなど、滞納処分を強化しています。

◆公売会

差し押された動産は、公売により売却し、売却代金を滞納している税等へ充てます。土地や家屋の不動産を所有している方が滞納した場合、不動産についても差し押さえで公売を行っています。

税務課窓口で毎月開催している窓口公売をはじめ、平成30年度は次の公売会に出品しています。



▲タイヤロックによる車の差し押さえの様子

- ◆収納率
- ・窓口公売(毎月開催)
- ・インターネット公売(年8回)
- ・九州管内公売会(年2回)
- ・県内公売会(年3回)
- ・不動産公売会(年2回)

Q. 差し押さえはいつなり行うのですか?

A. 地方税法には「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは財産を差し押さえなければならない」と定められています。その上で、督促状に「完納されない場合は、財産の差し押さえ等の滞納処分を行います。」と明記し予告していませんので、差し押さえの日時等の連絡は行いません。

病気や失業など、やむを得ない事情があり納期内に納付が困難になった場合は、放置せず税務課受納係へご相談ください。

(問)税務課 収納係 ☎0983-26-2012